

## よくある質問 個人ばく露測定講習

問1 個人ばく露測定講習を受講しないと、個人ばく露測定を行うことができないか。

(答) 現時点で資格の定めはありませんが、令和8年10月1日からは、法定の個人ばく露測定の実施に資格が必要となります。実測が必要な範囲が明確でないほか、パッシブサンプラー、検知管、リアルタイムモニターなども視野に入れると、資格が必要となる範囲は未定です。対象範囲については、追って省令等で示されることになっています。

なお、有機溶剤中毒予防規則等に基づく個人ばく露測定についても、先に整備された改正省令\*において、令和8年10月1日以降、第三管理区分場所に対する呼吸用保護具選定のための個人ばく露測定や、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に対して行う溶接ヒューム濃度の測定については、個人ばく露測定講習を修了した作業環境測定士などが行う必要があります。

\*有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第44号）

問2 個人ばく露測定講習のうち、デザイン等講習とサンプリング講習の違いは何か。個人ばく露測定では、どのようなことをするのか。

(答) 個人ばく露測定は、作業者の胸元などに捕集剤を取り付けて作業を行う時間中、呼吸域の気中有害物質をポンプで吸引するなどして採取します。測定デザインの決定、サンプリングの開始から終了までを統括するのは、デザイン等講習を修了した作業環境測定士が行います。最終的な測定結果は、測定時間を通した平均値であらわされるため、測定時間中のタイムスタディ、つまり作業者の行動（ばく露に関連する作業）の記録を継続的に行い、ばく露防止措置等に活用します。

個人ばく露測定の測定時間は、測定デザインにより8時間、4時間など長時間に及ぶこととなるため、測定時間中のタイムスタディや器具の着脱などサンプリング時の補助については、サンプリング講習を修了した企業担当者（受講資格は不要）などに任せてもよいこととされています。これにより、委託先機関の作業環境測定士が作業時間を通して常駐する必要がなくなるほか、企業にとっても、危険な機械等が置かれた作業場所や秘匿性の高い開発部門などに、部外者を長時間常駐させる必要がなくなるメリットがあります。

問3 個人ばく露測定講習で行う科目の概要を知りたい。

(答) 個人ばく露測定講習は、都道府県労働局長の登録を受けた機関が行う必要があり、告示に科目と範囲、時間が決められています。講習科目は学科と実技とから成り、修了試験があります。